

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体協」という）及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課することができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合
 - (1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。
- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。
- 3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。
- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。
- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の参加は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該大会及び次回大会以降の当該者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に参加できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。
2. 参加資格違反については、違反した当該大会から1大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第14条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成20年4月25日より施行する。

※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成19年3月7日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。

2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成23年12月15日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第5条の2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成24年3月22日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成29年12月15日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1大会の参加禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。
- (2) 「1大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① 新卒業者
- ② 結婚又は離婚に係る者
- ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
- ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
- ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。